

通達甲（交．規．規２）第１１号
平成１９年７月２７日
存 続 期 間

関 係 所 属 長 殿

交 通 部 長

通行禁止除外標章取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、通行禁止除外標章取扱要綱を制定し、平成１９年８月１日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、道路標識による車両通行止めの適用除外車両取扱要綱の制定について（昭和４７年４月１日通達甲（交．規．規２）第６７号）は、廃止する。

記

制定の趣旨

東京都道路交通規則（昭和４６年１１月３０日東京都公安委員会規則第９号）の一部が改正されたことに伴い、東京都公安委員会が通行禁止の交通規制の対象から除外する車両のうち、東京都道路交通規則第２条第１項第３号コに規定する車両に交付する標章の取扱いに関する事務の適正を図るため、この要綱を制定するものである。

別添

通行禁止除外標章取扱要綱

第1 目的

この要綱は、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）第2条第4項の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により道路標識により車両の通行を禁止されている道路又はその部分において、東京都公安委員会が通行禁止の規制の対象から除外する車両（以下「除外車両」という。）に交付する標章の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

除外車両に交付する標章の取扱いについては、法、都規則及び東京都道路交通規則の制定について（昭和46年11月30日通達甲（交・総・法）第115号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 申請 都規則第2条第2項又は第7項の申請をいう。
- 2 除外標章 都規則第2条第1項第3号コの標章をいう。
- 3 申請書類 都規則第2条第2項に規定する通行禁止除外標章交付申請書、同条第3項第1号に規定する書面又はその写し及び同条第7項に規定する除外標章再交付申請書をいう。
- 4 届出書類 都規則第2条第8項に規定する記載事項変更届出書及び記載事項の変更を証する書面の写しをいう。

第4 取扱責任者等の指定及び任務

交通規制課長、警察署長及び高速道路交通警察隊長は、次表の指定区分により除外標章の取扱責任者及び取扱担当者を指定し、取扱いの適正を期するものとする。

1 交通規制課長の指定

指定区分		任務
取扱責任者	交通規制担当課長代理	除外標章取扱事務の管理に当たる。
取扱担当者	規制第二係員の中から適任と認められる者	除外標章の申請書類及び届出書類の確認並びに除外標章の作成、記載事項変更及び交付の事務に当たる。

2 警察署長及び高速道路交通警察隊長の指定

指定区分		任務
取扱責任者	交通担当課長	除外標章取扱事務の管理に当たる。
取扱担当者	交通課員の中から適任と認められる者	除外標章の申請書類及び届出書類の確認並びに除外標章の記載事項変更及び交付の事務に当たる。

備 考	<p>1 高速道路交通警察隊にあっては、取扱責任者は副隊長とし、取扱担当者は隊員の中から適任と認められる者とする。</p> <p>2 島部警察署にあっては、取扱責任者は次長とし、取扱担当者は交通を担当する者の中から適任と認められるものとする。</p>
-----	---

第5 申請の種別

申請の種別は、新規申請、継続申請及び再交付申請とする。

1 新規申請は、次の場合とする。

- (1) 新たに除外標章の交付を受ける場合
- (2) 除外標章の有効期限が経過した場合

2 継続申請は、既に交付を受けている除外標章の有効期間に引き続いて除外標章の交付を必要とする場合とし、その申請は、除外標章の有効期間が満了する日の2か月前から受け付けるものとする。

3 再交付申請は、交付を受けた除外標章の亡失(遺失又は盗難を含む。)滅失、汚損又は破損により、除外標章の再交付を必要とする場合とする。

第6 申請の受付及び送付

警察署長又は高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)は、申請を受けた場合は、申請書類の記載内容を確認し、別記様式第1号の「除外標章申請書類等送付書」を作成し、速やかに申請書類の写しとともに交通規制課長(規制第二係経由)に送付するものとする。

第7 除外標章の受理及び交付

1 交通規制課長は、申請を受理した場合は、申請書類の内容を確認し、除外標章を申請者に交付するものとする。

2 交通規制課長は、警察署長等から前第6の規定による送付を受けた場合は、申請書類の内容を確認し、当該警察署長等を経由して除外標章を申請者に交付するものとする。

3 取扱担当者は、除外標章を申請者に交付した場合は、通行禁止除外標章交付申請書又は除外標章再交付申請書に受領者の署名又は押印を求めるものとする。

第8 除外標章の有効期間

除外標章の有効期間は、最長3年とする。

第9 記載事項変更の届出

1 交通規制課長又は警察署長等は、除外標章の記載事項変更の届出を受けた場合は、届出書類及びその記載内容を確認するものとし、除外標章の記載事項を変更する場合は、東京都公安委員会公印規程(平成13年9月4日東京都公安委員会規則第7号)に規定する訂正証印を押印するものとする。

2 警察署長等は、除外標章の記載事項変更を行った場合は、交通規制課長(規制第二係経由)に届出書類を送付するものとする。

第10 除外標章の返納

1 警察署長等は、都規則第2条第10項の規定により除外標章の返納を受けた場合は、その都度、別記様式第2号の「通行禁止除外標章返納取扱書」を作成

し、交通規制課長（規制第二係経由）に送付するものとする。

2 取扱責任者は、返納に係る除外標章を裁断により破棄するものとする。

第11 台帳の備付け

1 交通規制課長は、別記様式第3号の「通行禁止除外指定車両標章交付台帳」を備え付け、除外標章の交付状況を明らかにするものとする。

2 警察署長及び高速道路交通警察隊長は、別記様式第4号の「通行禁止除外標章取扱台帳」を備え付け、除外標章の取扱状況を明らかにするものとする。

第12 申請書類等の保存等

1 交通規制課長、警察署長及び高速道路交通警察隊長は、除外標章の交付に係る申請書類及び届出書類を当該除外標章の有効期間が満了するまでの間保存するものとする。

2 交通規制課長、警察署長及び高速道路交通警察隊長は、除外標章、申請書類、届出書類及び前第11の台帳を施錠設備のある場所に保管するものとする。

第13 報告

警察署長等は、除外標章の不正使用事案その他特異事案を把握した場合は、交通部長（交通規制課規制第二係経由）に報告するものとする。

交通規制課長殿

長

除外標章申請書類等送付書

- 1 申請件数 _____ 件 _____ 台
- (内訳) 新規車両 _____ 台
- 継続車両 _____ 台
- 再交付車両 _____ 台
- 記載事項変更車両 _____ 台

2 申請内容

番号	内 容	車両台数
1	電気、ガス、水道、電話又は鉄道の緊急修復工事のための車両	台
2	報道機関の緊急取材のための車両	台
3	食品衛生法に基づく臨検検査のための車両	台
4	環境基本法に基づく公害調査のための車両	台
5	民事執行法に基づく強制執行等を迅速に行うための車両	台
6	総務省設置法に基づく電波の監視及び探査のための車両	台
7	狂犬病予防法に基づく犬の捕獲のための車両	台
8	郵便法に基づく郵便物の集配のための車両	台
9	歩行困難者の輸送業務のための車両	台
10	監察医務院等が行う検案のための車両	台
11	国又は地方公共団体が保有する車両で、公益上の用務がある車両 (具体的な用務)	台
	合 計	台

担 当 者	
電 話 番 号	

通行禁止除外標章返納取扱書

番号	返納日	標章番号	使用者名	返納理由	備考
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				

(担当者 係 氏名 電話番号)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

